

令和6年6月  
おぎしま内科

## 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では厚生労働省の後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用推進の方針（註1）は患者様の負担軽減と医療保険財政の改善に資するものと判断し、後発医薬品を積極的に採用しております。

当院は医薬品の供給が不足した場合に処方内容の変更等に対して適切な対応ができる体制を取っております。医薬品の供給が不足した場合には患者様に十分ご説明した上で処方する医薬品を変更する場合がございます。

当院における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の処方割合は外来後発医薬品使用体制加算1（8点）の算定要件を満たしているため、当院では同加算を算定しております。同加算により3割負担の方におかれましては約20円の自己負担増となります。

当院における後発医薬品の処方によりしくご理解を賜りますようお願いいたします。

註1 厚生労働省の当該 Web サイトは下記にございます。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 施策情報 > 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について